

学 則

1 事業者の名称及び所在地	法人名称：はっぴねす事業協同組合 本店所在地：〒337-0051 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 5-50-9 東大宮レジデンス 303 代表者氏名：代表理事 岩淵 歩
2 研修事業の名称	はっぴねすケアカレッジ 介護職員初任者研修(通信)
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (通学 ・ (通信))
4 開講の目的	性別や年齢、国籍等問わず多様な人材に対し、必要な知識・技術を有する介護職員を育成し、地域の介護人材の確保と介護サービスの向上と長期安定的な事業継続を図り、広く福祉社会に貢献することを目的とする。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者：松岡恵美 研修コーディネーター：松岡恵美 研修担当部署：はっぴねす事業協同組合 研修担当者：知念萌見 電話番号：044-982-3474 メールアドレス：info@happiness-kaigo.jp
6 受講対象者(受講資格)及び定員	受講資格： 介護について学び、介護に関わる知識や技術を身につけたい方。 講義・演習の受講に必要な健康状態を有している方。 定員：18名
7 募集方法（募集開始時期・受講決定方法を含む） 受講手続及び本人確認方法	募集方法：広告媒体・インターネット媒体・ホームページ・FAXDM 等により募集する。 募集開始時期：開講日の概ね1ヶ月前から受付を始め、2日前で締め切る。 なお、定員に達した時点で受付を終了する。 受講決定方法： 1. 当法人は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者宛に通知する 2. 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する ※法人経由で申し込みをする場合には、法人間の取り決めによる。 3. 開講初日に、本人確認書類の提出を求め、引き換えに受講証と、教材を渡す
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	受講料・テキスト代 税込 88,000 円(個別補講代含まない) (内訳)・受講料 税込 81,400 円 (傷害・損害保険料含) ・テキスト代 税込 6,600 円 個別補講代 税込 2,000 円/時間 (自己負担) ※業務委託契約等により、上記受講料より割引を適用する場合があります。
9 研修カリキュラム	別添様式3のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法	1. 通信による学科学習方法は、原則開講日以降で全3課題のレポート提出を持参または郵送により行い理解度の達成をはかるとこととする。

<ul style="list-style-type: none"> ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法 	<p>2. 認定基準は、次の通り理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分で評価し、C 以上の受講者が評価基準を満たしたものとして認定する。</p> <p style="padding-left: 20px;">認定基準（100 点を満点評価とする） A=90 点以上、B=80～89 点、C=70～79 点、D=70 点未満</p> <p>3. 個別学習により生じる一人よがりや思い込みを防ぐ学習のフォローについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題提出時に同封できる質問用紙の用意と回答の対応 ・課題採点辺掃除解説書の同封 ・通学時の質問対応を行う <p>（ただし、この場合授業開始前並びに授業終了後、通信教育部分での質問があるものが演習担当講師の学科対応可能部分に対して理解度の向上のための質問に限ることとし、この限りにない場合でない場合は 1 及び 2 での対応とする）</p>
<p>11 研修会場 (名称及び所在地)</p>	<p>研修会場①：はっぴねすケアカレッジ 武蔵新城校(定員 18 名) 所在地：〒211-0044 神奈川県川崎市中原区新城 5-1-3 フクシマビル 301</p> <p>研修会場②：はっぴねすケアカレッジ 京急川崎駅前校(定員 18 名) 所在地：〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子 1-4-2 小島ビル 3 階</p>
<p>12 使用テキスト (副教材も含む)</p>	<p>株式会社 日本医療企画 発行 介護職員初任者研修課程テキスト（ふりがな付） 第 4 版第 1 刷 1～3 巻</p>
<p>13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)</p>	<p>(介護技術習得度合や修了評価の評価方法や通信添削課題の合格基準等を含む)</p> <p>修了の認定は、研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1 時間の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。 下記（1）及び（2）において認定基準を超えている受講生に対し、修了証明書を発行する。</p> <p>（1）技術演習における習得度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の下記項目において、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストにより A・B・C の 3 区分で評価を行い、A・B のものを一定レベルに達しているとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴、清潔維持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭総合生活支援技術演習 <p>(評価区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> A：基本的な介護が的確にできる B：基本的な介護がおおむねできる C：できない <p>（2）全科目の修了後、1 時間の筆記試験による修了評価を実施する。 次の評価基準により、C 以上を評価基準を満たしたものとして認定する。</p>

	<p>A=90 点以上、B=80～89 点、C=70～79 点、D=70 点未満</p> <p>合格基準に達しなかった受講生には、必要に応じて補講を行い、再度筆記試験を実施し理解を確認する。原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。</p>
14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	<p>理由の如何にかかわらず、5 分以上の遅刻、早退は欠席扱いとする。研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。なお、補講にかかる補講料は、事業者が開催する別の研修の同一項目への振替補講を行う場合は受講料に含むものとする。</p> <p>但し、個別補講を行う場合の補講料は 8 の規定によるものとする。また、補講の実施ができない場合、神奈川県から指定を受けたほかの事業者が実施する研修を受講することにより補講に変えることができる。その場合は、科目単位での受講とする。これにかかる補講料については、別途協議の上定めるものとする。</p>
15 科目免除の取り扱いとその手続き方法	<p><科目免除の取り扱い></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活援助従事者研修を修了しているものについては、重複する履修科目を免除することができる。 2. 入門的研修を修了しているものについては、重複する履修科目を免除することができる。 <p>※重複する履修科目については、別紙「カリキュラム比較表」参照。</p> <p><その手続き方法></p> <p>免除希望者から、当該研修を修了した旨の証明書の写しを受領、確認の上、免除の取り扱いをし、証明書類の写しを「介護職員養成研修実績報告書」に添付して提出する。</p>
16 解約条件及び返金の有無	<p>受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者 (3) 受講継続意志がなく、「退講届」を提出した者 (4) その他、事業者が不相当とみなした者
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	<p>当社ホームページにて、以下の内容を情報開示する。 https://www.happiness-care-s.com/</p> <p>(1) 研修機関情報 法人名：(非営利団体) はっぴねす事業協同組合 本社所在地：〒337-0051 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 5-50-9 東大宮レジデンス 303 代表者氏名：代表理事 岩渕 歩</p> <p>研修会場①：はっぴねすケアカレッジ 武蔵新城校(定員 18 名) 所在地：〒211-0044 神奈川県川崎市中原区新城 5-1-3 フクシマビル 301</p> <p>研修会場②：はっぴねすケアカレッジ 京急川崎駅前校(定員 18 名) 所在地：〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子 1-4-2 小島ビル 3 階</p> <p>理念：～人と人が支え“愛う” 地域社会を目指して～組合活動を通して、地域福祉に携わる全ての人を明るく朗らかにします。 学則：本紙 研修施設、設備：別紙「研修会場一覧」「使用備品一覧」参照</p> <p>(2) 研修事業概要</p>
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	

対象：介護について学び、介護に関わる知識や技術を身につけたい方。
講義・演習の受講に必要な健康状態を有している方。

研修のスケジュール：

通信課程にて実施。通学日数全 15 日 89.5 時間（オリエンテーション、
修了評価試験を含まない）。別紙「研修日程表」参照。

定員：18 名（集合研修、演習について講師 1 名にて指導）

研修受講までの流れ：

広告媒体・インターネット媒体・ホームページ・FAXDM 等により募集す
る。開講日の概ね 1 ヶ月前から受付を始め、2 日前で締め切る。受講希
望者は、受講申込書を提出する。なお、定員に達した時点で受付を終了
する。

費用：受講料・テキスト代込 88,000 円

留意事項、特徴、受講者へのメッセージ：

学生、シニア世代の方、外国籍の方や、ハンディキャップをお持ちの
方、多様な方々に学んでいただけるように、分かりやすい日本語で説明
するように心がけています。母国語対応スタッフもいますので、分から
ないところはその場で確認することができるので、しっかり学べます。

研修課程編成責任者名：松岡 恵美

科目別シラバス、特徴：研修別別紙「研修カリキュラム」参照

科目別担当教官名：別紙「講師一覧」参照

修了評価の方法、評価者、再履修等の基準

修了の認定は、研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1 時間の
修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

下記（1）及び（2）において認定基準を超えている受講生に対し、修
了証明書を発行する。

（1）技術演習における習得度評価

「こころとからだのしくみと生活支援技術」の下記項目において、各演
習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストにより A・B・C の
3 区分で評価を行い、A・B のものを一定レベルに達しているとみなす。

⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護

⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護

⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護

⑨入浴、清潔維持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介
護

⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護

⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護

⑬総合生活支援技術演習

（評価区分）

A：基本的な介護が的確にできる

B：基本的な介護がおおむねできる

C：できない

（2）全科目の修了後、1 時間の筆記試験による修了評価を実施す
る。

次の評価基準により、C 以上を評価基準を満たしたものとして認定す
る。

A=90 点以上、B=80～89 点、C=70～79 点、D=70 点未満

合格基準に達しなかった受講生には、必要に応じて補講を行い、再度筆
記試験を実施し理解を確認する。原則としては修了者と認定するに足る
まで再評価を行う。

（3）講師情報

名前、現職、資格：別紙「講師一覧」参照

	<p>(4) 実績情報 過去の研修実施回数と参加人数 埼玉県指定において、 平成30年度年3回開催（計34名） 平成31年度年4回開催（計52名） 令和2年度年3回開催（計25名） 神奈川県指定（通学制）において 令和3年度年4回開催（計26名） 神奈川県指定（通信制）において 令和3年度年2回開催（計5名）</p> <p>(5) 連絡先等 申込、資料請求先： 〒211-0044 神奈川県川崎市中原区新城5-1-3 フクシマビル301 電話番号：044-982-3474 メールアドレス：info@happiness-kaigo.jp</p>
18 受講者の個人情報の取り扱い	<p>当社は、当該研修における個人情報（受講申込者の住所・氏名・電話番号及びe-mailアドレスなど、個人を識別できる情報）について、当社の個人情報保護規定に従い厳重に管理し、下記以外の目的には使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座受講を円滑に行うため ・ 受講中または受講後の就職（進路）または転職に関する情報提供、アンケート調査のため ・ 受講中の講座カリキュラム、講師、講座運営に関するアンケート調査のため ・ その他サービスに関する案内、資料送付のため <p>なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により、県に提出する。</p>
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	<p>実物と同一様式で再発行する。 修了年月日と再発行年月日を必ず併記し、再発行の証明書であることを明示する。 再発行日等を該当者が掲載されている修了者名簿に記録し、当初発行の証明書が発見された場合には直ちに返還させる。 再発行手数料は、1枚1,000円（税込）とする。</p>
20 その他研修実施に係る留意事項	<p>この学則に定めのない事項で、必要があると認められるときは、当社が追加で定め、情報開示する。</p>